【研究ノート】

教育費、研修費、資格取得費をめぐる課税関係の検討

成宫哲也

1. はじめに

個人の活動は、所得を得るための活動、すなわち所得稼得活動と、得た所得を消費し生計を営む、という二つの側面を有している。そのため、ある支出を行った場合、その支出が所得稼得活動に必要な支出であれば、その所得金額を算出する際に収入金額から控除できるのかが問題となるが、消費に関する支出であれば、家事費として、所得金額の計算には関わらない。ある支出が、所得稼得活動に関わる支出であるのか、あるいは消費に関わる支出であるのか、その区別は困難であることが少なくない。区別が問題となる場合として、教育費、研修費、資格取得費など個人の能力を向上させるための支出がある。

個人が教育、研修を受けるために支出した場合、それが所得稼得活動であれば収入金額から 控除され、消費であれば控除されないのであるが、例えば改正税法を解説のための講座がその 内容であるとすれば、いずれにしても受ける教育内容、研修内容に着目した場合には、教育内 容、研修内容には相違がないであろう。したがって、所得稼得活動に関わる教育、研修である のかを外形的に判断することは困難である。さらに、所得稼得活動であるか否かに関わらず、 教育、研修を受けることにより、個人の能力が向上することは共通する。しかし、所得稼得活 動であれば、所得金額の計算に関わるのに対して、所得稼得活動でなければ、所得金額の計算 に関わりはないのである。

また、教育、研修のための支出とその成果が、現在の業務と関連し、短期的な観点で対応することもあろうが、一方で短期的な観点では対応しないが、長期的な観点では対応することも考えられる。短期的な観点では消費であり、所得稼得活動ではないとされる教育、研修のための支出であっても、長期的な観点も考慮できるのであれば、判断の基準が異なってくる。

さらに、所得稼得活動については、所得税法は所得の属性に応じて、所得を10種類に分類し、所得ごとで所得金額の計算方法を定めている。所得により、研修費を支出した場合の取扱いが異なり、例えば事業所得であれば必要経費として収入金額から控除することが考えられるが、給与所得の場合では必要経費としては控除することはできない。ただ、給与所得の場合でも特定支出控除として控除できる可能性があったが、さらに2012(平成24)年の税制改正で特定支出の範囲が拡大され、2013(平成25)年分以後の所得税の申告から資格取得費、勤務必要経費についても一定額が収入金額から控除可能となった。このように所得分類によっても、教育費、研修費、資格取得費など個人の能力を向上させるための支出の課税上の取扱いが異なる。

そこで、本稿ではまず教育費、研修費、資格取得費の意義およびその課税関係を明らかにしたい。そのうえで、これらの課税上の問題点について検討したい。その際、所得税法における事業所得者と給与所得者の課税上の相違に着目しながら、検討を加えることとしたい。

2. 教育費、研修費、資格取得費の意義およびその課税関係

(1) 教育費、研修費、資格取得費の意義

教育費は、一般的には人を望ましい方向へ変化させるための支出と考えることができる。教 育費は所得税法では明確ではないが注1)、特定支出控除に関して「職務の遂行に直接必要な技 術又は知識を習得することを目的として受講する研修(人の資格を取得するためのものを除 く。)であることにつき財務省令で定めるところにより給与等の支払者により証明がされたも ののための支出」(所得税法57条の2②三)との規定があり、この支出は「研修費」と称され ている。また、必要経費に関して、所得税基本通達37-24では、「技能の習得又は研修等のため に支出した費用しという見出しで、「業務を営む者又はその使用人(業務を営む者の親族でそ の業務に従事しているものを含む。)が当該業務の遂行に直接必要な技能又は知識の習得又は 研修等を受けるために要する費用の額は、当該習得又は研修等のために通常必要とされるもの に限り、必要経費に算入する。」としている。特定支出控除では、「技術又は知識を習得するこ とを目的として受講する研修」としているのに対して、必要経費では、「技能又は知識の習得 又は研修等」としているので、用語が若干異なるし、それ以前に係わる所得分類が異なるので、 その範囲は全く同じであるとは思われないが、共に研修に係わる支出を収入金額から控除す る一つの項目としている。また、特定支出控除では、「職務の遂行に直接必要」であるのに対 して、必要経費に関する所得税基本通達では「業務の遂行に直接必要」としているので、「職 務」と「業務」の相違はあるが、「職務」あるいは「業務」に「直接必要」である支出でなけ れば点では、共通している。したがって、「職務」あるいは「業務」に「直接必要」でない支 出は、特定支出控除あるいは必要経費に該当しないことになる。さらに、特定支出控除では、 「給与等の支払者により証明」が必要とされていて、「職務」の遂行に必要な研修費であるかの 判断は、納税者自らの判断によるのではなく、給与等の支払者の判断に委ねている。したがっ て、研修費を特定支出控除とすることについて、一定の客観性を担保することはできるが、そ の一方で抑制的になる可能性がある。ただ、給与支払者と納税者の関係において、客観性を担 保することが期待できないケースもあるではないかと思われる。一方、必要経費では、通則規 定である所得税法37条に係る通達で「通常必要とされるものに限り」とし、条文にない要件を 加えていて、研修費の範囲は制約的である。

また、「職務に直接必要な資格を取得するための支出」を資格取得費として、特定支出控除

注1) なお、相続税法21条の3第1項第2号に規定する「教育費」について、相続税基本通達21の3-4では 「被扶養者の教育上通常必要と認められる学資、教材費、文具費等をいい、義務教育費に限らないので あるから留意する。」としている。

の項目の一つとしている。資格取得費は、2012(平成24)年の税制改正で範囲が拡大された項目である。改正前までも、人の資格を取得するための支出で、その支出がその者の職務の遂行に直接必要なものであることについて給与等の支払者によって証明がされたものは、特定取得控除として、控除可能であったが、弁護士、公認会計士、税理士等の人の資格で、法令の規定に基づいてその資格を有する者に限って特定の業務を営むことができることとされるものは除外されていた。しかし、改正後は、職務の遂行に直接必要なものとして給与等の支払者により証明がされた弁護士、公認会計士、税理士、弁理士などの資格取得費が追加された。特定支出控除の研修費と同様に資格取得費も「職務の遂行に直接必要なもの」であり、その判断を納税者自らの判断によるのではなく、給与等の支払者に委ねている。資格取得費を特定支出控除とすることについて、一定の客観性を担保することはできるが、抑制的になる可能性がある。その一方で、給与支払者と納税者の関係の如何によっては、客観性を担保することが期待できないケースもあるではないかと思われる。なお、どのような支出が資格取得費に該当するのかについて明確でない点については、「所得税法第57条の2(給与所得者の特定支出の控除の特例)の概要を別冊のとおり取りまとめたので、執務の参考とされたい。」註2)として国税庁のホームページで明らかにしている。

(2) 教育費、研修費、資格取得費の課税上の取扱い

A. 概要

前述のように、研修費は事業所得等の必要経費あるいは給与所得における特定支出控除に含まれ、また、資格取得費は、給与所得における特定支出控除に含まれるとされている。

ところで、所得稼得活動については、所得税法は所得の属性に応じて、所得を10種類に分類し、所得ごとで所得金額の計算方法を定めている。そして所得を得るために必要な支出は、事業所得、雑所得などでは、所得金額の計算において、必要経費として収入金額から控除する。研修費が必要経費の要件を満たすのであれば、収入金額から控除されるのである。この場合、必要経費として控除される研修費には、納税者本人が受けた研修に対する支出と納税者が雇用している者が受けた研修に対する支出の2つの場合がある。一方で、給与所得では、所得金額の計算方法として2つの計算方法が規定されているが、一つは収入金額から給与所得控除を控除して所得金額を算出する計算方法である。この計算方法では、所得を得るために必要な支出は概算で定められていて、それを収入金額から控除するので、実際に支出した金額を収入金額から控除するわけではない。もう一つは、収入金額から特定支出控除を控除する計算方法である。特定支出とは、通勤費、転居費、研修費、資格取得費、帰宅旅費、勤務必要経費であり、これらの支出に該当する支出があれば、合計額のうち一定額が、収入金額から控除される

注2) 国税庁ホームページ

(所得税法57条の2②)。そこで、前述した研修費、資格取得費が、特定支出として収入金額から控除されるのが問題となるのである。

B. 研修費、資格取得費と必要経費・家事費・家事関連費との関係

まず、必要経費の通則規定である所得税法37条1項は、「その年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は雑所得の金額(事業所得の金額及び雑所得の金額のうち山林の伐採又は譲渡に係るもの並びに雑所得の金額のうち第三十五条第三項(公的年金等の定義)に規定する公的年金等に係るものを除く。)の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用(償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く。)の額とする。」と規定する。この規定により必要経費は、費用収益対応の原則により、売上原価などは個別対応の対象とされ、販売費、一般管理費などは期間対応の対象とされると説明される。その一方で必要経費に算入するには、事業活動と直接の関連性をもち、事業の遂行上必要な費用でなければならないと解されている誰③。所得税法37条の規定は、法人税法22条3項の損金の規定に類似する。しかし、所得税法では費用収益対応との関係ではなく、さらに事業活動との直接の関連性という要件は法文との関係において明確でないと思われるが、所得税法では必要経費に算入するためには事業活動と直接の関連性をもち、事業の遂行上必要な費用でなければならないと解するのが支配的であり誰40、近時の裁判例においても同様の傾向がみられる誰50。

前述したように、研修費として必要経費に算入するためには、所得税基本通達では「業務の遂行に直接必要」であることと「通常必要とされるもの」であることが必要とされていて、支配的な見解、近時の裁判例とほぼ同様の傾向である。ただ、「通常」が必要とされている点では、より限定的である。また、所得税法では「事業」という用語が使われているが、所得税基本通達では「業務」と用語が使われているが、これも研修費として必要経費に算入する範囲をより限定したいとの意図があるのではないであろうか。なお、必要経費に算入できる場合には、納税者本人が研修を受ける場合に限らず、従業員が研修を受ける場合も含まれることがあるが、この場合も課税上の問題が生ずる。このように研修費等については様々な課税上の問題を生じる可能性がある。

一方で、個人は所得稼得活動以外の活動も行っているが、このような活動にかかる支出は、

注3) 金子宏『租税法』(第18版), 弘文堂, 2013年, 264頁、占部裕典「経費支出の「直接性」「必要性」をめ ぐる税務の基本的スタンス」、『税理』 Vol.48No.7、2005年、29頁。

注4) 拙稿「所得税法における必要経費の要件について」『近畿大学産業理工学部研究報告』07, 2007年, 41 百参昭。

注5) 例えば、最高裁昭和62年7月7日第三小法廷判決、税務訴訟資料159号31頁。近時の裁判例の傾向の検討については、拙稿「所得税法における収入金額と必要経費との対応について」熊本学園大学商学部 『商学論集』第16巻第1号,2010年,1-11頁参照。

家事費あるいは家事関連費に該当する。家事費は、事業所得等の金額の計算において必要経費に算入されない(所得税法45条1項)。家事費は、個人の生活上の費用、生活費などであり^{誰6)}、具体的には自己または家族の生活費や交際費、医療費、住宅費等である。また、家事関連費とは、必要経費と家事費の性質を併有している費用である^{誰7)}。その具体例としては、家賃、水道光熱費、接待交際費等があげられるが、一定の家事関連費は、事業所得等の金額の計算において必要経費に算入されない(必要経費とされない家事関連費)(所得税法45条1項)。必要経費とされない家事関連費は、次の①②以外の経費である。①家事上の経費に関連する経費の主たる部分が事業所得等を生ずべき業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分することができる場合における当該部分に相当する経費、および②青色申告の場合で、家事上の経費に関連する経費のうち、取引の記録等に基づいて、事業所得等を生ずべき業務の遂行上直接必要であつたことが明らかにされる部分の金額に相当する経費、である(所得税法施行令96条参照)。

家事関連費は原則として必要経費に算入されないが、家事関連費として必要経費に算入するか否かが問題となるのは、企業活動と消費生活が混在した状況にある場合である。両者を物理的に区分できる場合には明確であるが、家事関連費として問題となるのは、物理的に区分することが困難な場合や、さらには、例えば接待交際費、寄附金などのように、支出すること自体において費用負担の動機、理由等の内面的な要素に関わる支出である。これらは一義的に区分することは困難である。そこで、必要経費に算入できるのは、上記の①のように「業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分することができる場合における当該部分に相当する経費」であること、および②のように青色申告であることという手続上の限定を加えたうえで、「取引の記録等に基づいて、事業所得等を生ずべき業務の遂行上直接必要であつたことが明らかにされる部分の金額に相当する経費」とされる第3。

研修費としての支出が必要経費の要件を満たすのであれば、必要経費に算入できるが、満たさないのであれば、家事費あるいは家事関連費に該当することになる。研修のための支出が必要経費であるのか否かで争われた事例はあまり多くないが、弁護士業を営む事業所得者が支出した大学院修士課程及び博士課程の入学料及び授業料が、所得税法37条1項に規定する必要経費に当たるか否か争われた国税不服審判所平成3年12月13日裁決がある^{注9)}。この裁決では、

注6) 例えば、衣服費・食費・住居費・娯楽費・教養費等のように、個人の消費生活上の費用のことで、必要経費には算入されない(金子,前掲書,266頁)、家事費は、家庭生活のための支出であり個人支出たる生活費なので、必要経費にはあたらない(水野忠恒『租税法』(第5版)255頁)、と説明されている。

注7) 家事関連費について、金子宏教授は、「接待費・交際費などにその例が多いが、必要経費と家事費の性質を併有している費用であって、その主たる部分が業務の遂行上必要であり、かつその必要である部分を明確に区分できる場合等は、その部分に限って必要経費に算入される(所45条1項1号,所税令96条)」(金子,前掲書,弘文堂,266頁)、水野忠恒教授は、家族の消費支出としての性格と、事業上の必要経費としての性格とを併せもつが、原則として必要経費に算入できない。消費支出の面と事業上の必要経費の性格との区別が難しいからである(水野,前掲書,255頁)、と説明されている。

注8) 拙稿「研修費・教育費と所得税法の関係」、『経営ビジネス学科開設記念論文集』,近畿大学産業理工学 部経営ビジネス学科,2009年,85頁。

「専攻課程が企業法務に関連していることは認められるものの、請求人の業務遂行上直接関係 があり、かつ、通常必要な支出であるとまでいうことはできず、むしろ請求人が自己研鑽のた めに本件大学院に進んだものと認めるのが相当で、本件授業料等に係る支出は、事業所得を生 ずべき業務について生じた費用と認めることはできないから、所得税法第37条第1項に規定す る必要経費とすることはできない。| 端回とし、さらに「主に企業法務に従事する場合には、本 件専攻課程で得た知識等により、今後、弁護士業務に何らかの利益が得られることもあり得る ことからすれば、本件授業料等の支出は、請求人の営む弁護士業務と関連性を有することから、 家事関連費であるとも言える。| ^{注11)} として家事関連費に該当するとしながら、理由は明確では ないが、必要経費に算入できないとしている。この事例では大学院の入学料および授業料が必 要経費に算入することが否定されているが、大学院の入学料および授業料であるから必要経費 に算入することが否定されたとみるべきではないであろう#12。この裁決では事業活動と直接 の関連性をもち、事業の遂行上必要な費用でなければならないという必要経費の一般的な要件 を基本的に前提として(しかし、「通常」を付加していることは、問題がある)、その要件を満 たすに至っておらず、さらに「自己研鑽のために本件大学院に進んだものと認めるのが相当| であると指摘したうえで家事費であるとして、必要経費への算入を否定している。しかし、そ の一方で採決でも「弁護士業務と関連性を有する」ことは認めている。そうであれば、必要経 費の一般的な要件に従った場合でも、この採決の結論には疑問が残る注目の。

前述した採決例は、大学院の入学金および授業料に関してであったが、事業所得者およびその従業員が研修を受ける機会は多様であり、博士号等の資格取得を伴うこともあるであろう。必要経費への算入は、現在の業務との関係によって、まずは判断されるであろうが、将来の業務、より具体的には将来の収入金額との関係を生じさせることも考えられる。なぜなら、例えば現在の弁護士業務ではあまり取り扱ってこなかった分野について研修を受けることは、将来の収入と関係するかもしれない。しかし、その研修が現在取り扱っている分野にも役立つことも少なくないであろう。このような研修を受けた場合、資格等を取得することも考えられる。

この採決例でも、博士号の取得が可能であることを理由として、必要経費への算入を否定しているわけではない。全く異分野の研修であれば、必要経費に算入することはできないが、現在の業務に係る研修であれば、現在の収入金額に対応する支出だけでなく、将来の収入に対応する支出も必要経費に算入される可能性がある。その場合、資格等の取得を伴うこともあるであろう。

注9) 国税不服審判所平成3年12月13日裁決,大蔵財務協会編『裁決事例集』平成16年上期・第66集,大蔵財務協会。120-133頁。

注10) 前揭国税不服審判所平成3年12月13日裁決,120-133頁。

注11) 前掲国税不服審判所平成3年12月13日裁決,120-133頁。

注12) 拙稿, 前掲注8) 論文, 85頁。

注13) 詳しくは、拙稿, 前掲注8) 論文, 89頁以下参照。

C. 研修費、資格取得費と給与所得との関係

給与所得においては、まず収入金額から給与所得控除を控除して所得金額を算出する計算方法があるが、この計算方法では、所得を得るために必要な支出は概算で定められていて、それを収入金額から控除するので、実際に支出した金額を収入金額から控除するわけではない。したがって、給与所得を得るために必要な支出があったとしても、事業所得のように収入金額から控除することができない。このような計算構造であることは、不公平であるとして問題となった。そこで、昭和61年10月の税制調査会「税制の抜本的見直しについての答申」では、「給与所得者の不満の一因が、勤務に伴う費用の実額控除が認められず、源泉徴収によって課税関係が終了し、納税義務の確定手続に参画する途がないないことであるとすれば、たとえ実額控除を選択する事例が少ないこととなっても、サラリーマンが確定申告を通じて自らの所得税の課税標準及び税額を確定させることができる途を拓くことは、公平感の維持、納税意識の形成の上でも重要なことと考える。このような見地から、勤務に伴う費用の実額控除と概算控除との選択制を導入することは適当である。」 強助 として、勤務に伴う費用の実額控除の導入を答申した。そして、1987(昭和62年)年に、特定支出控除が導入された。

導入された特定支出控除における特定支出は、①通勤費、②転勤費、③研修費、④資格取得 費、⑤単身赴任者帰宅旅費の5種類の支出であり(2014年改正前所得税法57条の2②)、これ らの支出の合計額が給与所得控除の金額をこえる場合には、給与等の収入金額から給与所得控 除額を控除した残額からこえる金額を控除できた(2014年改正前所得税法57条の2①)。特定 支出のうちで、研修費とは職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得することを目的として 受講する研修(人の資格を取得するためのものを除く。)であることにつき財務省令で定める ところにより給与等の支払者により証明がされたもののための支出(2014年改正前所得税法57 条の2②三)であり、資格取得費とは、人の資格(弁護士、公認会計士、税理士その他の人の 資格で、法令の規定に基づきその資格を有する者に限り特定の業務を営むことができることと されるものを除く。)を取得するための支出で、その支出がその者の職務の遂行に直接必要な ものとして財務省令で定めるところにより給与等の支払者により証明がされたもの(2014年改 正前所得税法57条の2②四)であり、いずれも「職務の遂行に直接必要」であり、手続として 給与所得者の証明が必要であった。給与所得を得るために必要な支出を実額で控除することが、 特定支出であるので、この場合の「職務の遂行に直接必要」は現在の職務の遂行に必要という 意味だと思われる。資格取得費のうちで弁護士、公認会計士、税理士その他の人の資格で、法 令の規定に基づきその資格を有する者に限り特定の業務を営むことができることとされるもの が除かれているが、それは資格取得費の範囲を制限しているのではなく、これらの資格は現在

注14) この問題で争われたのが大嶋訴訟(最高裁昭和60年3月27日大法廷判決,民集39巻2号,247頁)である。大嶋訴訟では、原告は事業所得には実額による必要経費の控除を認めているに、給与所得では認めていないことは不公平である主張していた。

注15) 税制調査会『税制の抜本的見直しについての答申』(昭和61年10月), 32頁。

の職務の遂行のためではなく、むしろ将来の職務の遂行に必要である支出であるからであろう ^{注16}。すなわち、現在の収入金額との対応関係を踏まえて、将来の収入金額と対応する支出は 除外したと考えることができる。

ところで、導入された特定支出控除は、一定の勤務に伴う費用を実額で控除する途を拓いたのであるが、昭和61年の税制調査会「税制の抜本的見直しについての答申」で述べられているように、給与所得者に積極的に利用されることを意図して制度設計されていたとは思われない。 実際にも特定支出控除を利用する給与所得者はほとんどいなかった。

そこで、2012(平成24)年の税制改正で、特定支出控除について、給与所得者の実額控除の機会を拡大する観点から、適用範囲の拡大等が行われた(ただし、適用は2013(平成25)年分の所得税からである)。改正された事項の第一は、特定支出に弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費、勤務必要経費(図書費、衣服費、交際費)が追加されたことで、第二に適用判定の基準が、控除額の総額であったのに対して、給与所得控除額の2分の1に引き下げられたことである(所得税法57条の2)。

この改正は、従来あまり利用されることがなかった特定支出控除の適用範囲を拡大し、給与所得者が申告する機会を増加することが期待されるので、申告納税方式の趣旨からは評価できる。しかし、一方で特定支出から弁護士等の資格取得費を除外した理由を、勤務に伴う費用の実額控除という趣旨で、現在の収入金額との対応関係を踏まえて、資格を取得することによって得られる将来の収入金額と対応する支出は除外したと理解するのであれば、この改正は実額控除としての特定支出控除の性格を曖昧にするものでないであろうか。また、どのような資格等の取得費が資格取得費に該当するのかは、所得税法の規定では明確とはいえない。そのため、明確でない点については、国税庁は、「所得税法第57条の2(給与所得者の特定支出の控除の特例)の概要を別冊のとおり取りまとめたので、執務の参考とされたい。」 造口 として国税庁のホームページで明らかにしている。しかし、その取り扱いは必ずしも整合性があるようには思われない。今回の改正の目的は、給与所得者の実額控除の機会を拡大するにあったが、資格取得費の範囲が拡大されることにより、特定支出としての資格取得費の趣旨が曖昧になったことで、資格取得費の範囲の解釈を困難にしているのではないであろうか。

注16) 森信茂樹教授も、「『弁護士資格は、法律に基きその資格所有者に限定して業が営めるから』という理由からであるが、要するに弁護士という資格を取得すれば、自ら業として独立する可能性が高く、それはサラリーマンの経費としての控除を認める趣旨とはかけ離れるということであろう。」(森信茂樹「人的資本蓄積と税制」、『租税研究』645,2003,39頁)と指摘されている。

注17) 国税庁ホームページ

3. 教育費、研修費、資格取得費の範囲と課税上の問題点

研修を受けることにより、「職務」あるいは「事業」の遂行に直接必要な技術または知識を習得することができる。習得する技術または知識は、「職務」あるいは「事業」の遂行に直接必要であるので、事業所得者の場合であれ、給与所得者の場合であれ、納税者本人がその金銭を負担し、その負担した支出が必要経費あるいは特定支出として総収入金額あるいは収入金額から控除されるので、税負担は軽減される。ただ、事業所得者の場合では、「事業」の遂行に直接必要な技術または知識を習得するのは、納税者本人ではなく、研修を受けた従業員である場合がある。この場合は、事業所得者が経済的な負担をし、従業員はその負担をせずに効果は従業員に帰属するになる。

ところで、事業所得者が資格等の取得費として必要経費への算入する場合と給与所得者が資 格等の取得費として特定支出控除を行う場合、その範囲には異同があるであろうか。森守信茂 樹教授は「『税理士が、より高度な知識を取得したいとして夜間のロースクールにいく』ため の費用については、実務上、その税理士業務との関連が薄れてしまう場合には、『直接必要』 とは言い難いことから、経費として認められない場合が多いとも考えられる。しかし、その判 断は、『研修会はいいが大学はだめ』というように、画一的になされるべきではなく、自己の 業務遂行上必要があれば、夜学等への入学も経費と認められるべきであろう。」 ※18 と指摘され ている。事業所得と給与所得では、それぞれの性格が異なるので、別の所得として分類されて きた経緯を踏まえれば、前提を同じくすることはできないが、指摘されているように、事業所 得のほうが幅広い範囲の資格等の取得費を必要経費に算入できる余地があると思われる。なぜ なら、例えば税理士業務の遂行にあたっては租税法の専門的な知識は当然として、関連する 会社法、会計学、労働法などの知識を求められることも少ないであろうが、その知識を得るた めに関連する資格等を取得することも考えられる。これに対して、特定支出控除における「職 務 | とは現在担当している業務に限定的になるのではないであろうか。なぜなら、将来担当す る業務に必要な知識は、現在の業務には直接必要な知識とはいえないからである。もちろん 「職務」あるいは「事業」の遂行に直接必要な技術または知識を習得するための結果であるが、 事業所得者と給与所得者とでは、同じ資格等を取得した場合にもかかわらず、課税上の取扱い が異なっていた注19)。

しかし、2012 (平成24) 年の税制改正で、特定支出に弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費が加えられたので、事業所得者において必要経費に算入できることが明確ではない資格等の取得費を、給与の収入金額から控除可能となった。このような点では、事業所得者よりむしろ給与所得者のほうが、控除される研修費、資格取得費が拡大したことになる。しかし、「転職のための費用は、経費という事柄の性格上、雇用者、個人事業者どちらにとっても経費

注18) 森信, 前掲論文, 40頁。

注19) 森信茂樹教授も「キャリアアップのための教育費用は、個人事業者の場合には、給与所得者の特定支出 控除に比べて、経費になりうる場合が広く考えられる」(森信,前掲論文,40頁)と指摘されている。

にはなり得ない。経費という観点からのアプローチの限界を示すものである。」 **200 と指摘されているように、転職のための支出、すなわち将来の収入を得るための支出であれば、現在の収入から必要経費あるいは特定支出として控除することはできないであろう。しかし、転職のために資格を取得するのか、それとも現在の職務に必要であるのかの区別は困難と思われる。そこで、転職も想定される給与所得者の場合に、給与等の支払者による証明が必要とされることは、将来の「事業」との対応関係でなく、現在の「職務」との対応関係を担保することが期待されているのではないかと思われる。

ところで、事業所得者および給与所得者では、資格等を取得するための支出は課税所得金額を算出するうえで関わりがあるが、それ以外の場合には関わらない。もちろん、「事業」あるいは「職務」に直接必要であることがその理由であるが、得られた資格等は将来の転職に資することになる。将来の転職のために資格等を取得を目指すことは、誰でもあるのであるが、給与所得者および事業所得者の場合に限り、課税上考慮される結果となる。このような結果は公平でないように思われる。短期的な視点では、このような支出は消費と位置づけられるであろうが、長期的な視点では将来の収益との対応関係を見いだすこともできる。資格取得費が課税上考慮される納税者を限定するのではなく、むしろ、すべての納税者が個人の能力を向上させるために、資格取得に必要な支出をした場合には、何らかの税制上の手当をするほうが、望ましいのではないであろうか。具体的な方法として、費用と収益を対応させるという観点から、かかった費用を繰り延べて、徐々に費用化するという提案もある。現在は働き方が多様であるし、また資格取得に時間を要することも少なくないことから、資格取得のために支出を行う年と収入を得る年とが異なり、収入と支出の時期にタイムラグが発生することが多いであろう。収入と対応させることができれば、公平に資することができると思われる。

4. おわりに

以上検討してきたように、事業所得者の場合では研修費は必要経費と家事費および家事関連費との区別が問題となり、給与所得者の場合では研修費および資格取得費は特定支出控除に該当するのかが問題となる。いずれの場合でも、「職務」あるいは「事業」との直接必要であるのが問題となり、いずれの場合でも「職務」あるいは「事業」との直接必要がなければ、課税所得の計算には関わりはない。また、特定支出控除について、2012(平成24)年の税制改正で、給与所得者の実額控除の機会を拡大する観点から、適用範囲の拡大等が行われ、弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費、勤務必要経費(図書費、衣服費、交際費)が追加されたことで、給与所得者の勤務に伴う費用の実額控除の拡大、納税申告の機会が増加するという観点

注20) 森信, 前掲論文, 40頁。

注21) 詳しくは、森信,前掲論文,41頁を参照。また、アメリカの能力支援制度税制については、石村耕治「求められる能力開発投資支援税制の整備-アメリカの包括的な能力開発支援税制に学ぶ」,税務弘報2005.6,136-142頁を参照。

では評価できるが、その一方で特定支出控除の性格を曖昧にしたと指摘した。

ところで、研修を受けることにより個人の能力が向上すること、資格等を取得することは誰であってももたらされる共通する効果であるが、その一方で、事業所得者、給与所得者では課税上考慮されるのに対して、その他の所得者の場合において、考慮されない。このような結果は公平でないように思われる。短期的な視点では、「事業」あるいは「職務」との対応関係が問われるかもしれないが、短期的な視点だけなく、長期的な視点で考えた場合には、事業所得者、給与所得者以外の所得者が資格等を取得した場合には、将来の収入と対応することになる。そこで、研修費、資格取得費を支出した場合に課税上考慮される納税者を短期的な視点で限定するのではなく、むしろ、研修費、資格取得費など将来の「事業」に必要な支出をした場合には、費用と収益を対応させるという観点から、例えばかかった費用を繰り延べて、徐々に費用化する等の税制上の手当を行うことが考えられる。このような方策をとることにより、より公平に資することができると思われる。さらに、幅広く研修や資格取得を支援することは、国民の能力の向上を図るという観点からも、望ましいのではないであろうか。